

沖縄県警察で使用する警察官用夏服上衣第二種の売買に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月30日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
警察官用夏服上衣第二種 ※詳細については、入札説明書のとおり。
- (2) 調達する物品等の特質等
入札説明書のとおり。
- (3) 納入の期限及び納入の場所
入札説明書のとおり。

2 入札参加資格

次の(1)から(4)までに該当する者かつ(5)の各号に該当しない者

- (1) 国又は沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 沖縄県警察の定める仕様に適合する製品見本を令和8年5月18日（月）午後4時までに提出し、沖縄県警察本部警務部警務課装備第一係の検査に合格した者又は、過去2年以内に同等製品を沖縄県警察本部又は国、他都道府県警察に納品した実績のある者
- (3) 暴力団排除に関する誓約書に誓約できる者
- (4) 役員名簿及び全部事項証明書を提出した者
- (5) 次の各号に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に掲げる者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正及び利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 入札参加資格に関する書類の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書（別記様式）
- イ 暴力団排除に関する誓約書、役員等名簿及び現在事項全部証明書
- ウ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（該当する場合）

(2) 提出方法

直接又は郵便等により、(3)の提出場所に(4)の提出期限までに提出すること。

(3) 提出場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部警務課装備第一係

(4) 提出期限

令和8年5月18日（月） 午後4時

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 仕様書及び入札説明書の交付場所

沖縄県警察本部警務部警務課装備第一係
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2312）

(2) 入札事務及び契約事務

沖縄県警察本部警務部会計課用度係
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

(3) 仕様書及び入札説明書等の交付期間

公告の日から令和8年5月18日（月）までの間
午前8時30分から午後4時（午後零時から午後1時までを除く）

5 入札書の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出方法

直接又は簡易書留郵便等により、(2)の提出場所に(3)の提出期限までに提出すること。
※詳細については、入札説明書による。

(2) 提出場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課用度係

(3) 提出期限

令和8年5月22日（金） 午後4時

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

沖縄県警察本部1階 警察資料館

(2) 日時

令和8年5月25日（月） 午前10時

7 入札保証金

「入札保証金に関する説明書」のとおり（沖縄県警察本部警務部警務課装備第一係で交付）

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語
日本語
- (2) 通貨
日本国通貨

10 その他必要な事項

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。
- (3) 入札参加者は、入札公告、入札説明書及び契約条項等（以下「入札公告等」という。）を熟読の上、入札しなければならない。入札公告等について疑義があるときは、関係職員に対して説明を求めることができる。
- (4) 入札をした者は、入札後、入札公告等についての疑義を理由として異議を申し立てることはできない。